

五所川原市キャリア教育・就業体験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行うキャリア教育・就業体験制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャリア教育・就業体験の目的)

第2条 五所川原市キャリア教育・就業体験制度は、学生が行政事務の就業体験実習を通して職業意識の向上及び市政に対する理解を促進することを目的とする。

(実習生の受入手続き等)

第3条 学生を派遣する高等学校、大学、短期大学、大学院等（以下「大学等」という。）は、その教育の一環として市における学生の実習を希望するときは、五所川原市キャリア教育・就業体験受入れ申請書（様式第1号）及び学生申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、大学等から実習の申込みがあったときは、受入れの可否を決定し、五所川原市キャリア教育・就業体験受入れ決定通知書（様式第3号）により、大学等に通知する。
- 3 市長は、学生の受入れを決定した場合は、大学等とキャリア教育・就業体験の実施に関する協定書により協定を締結する。
- 4 第2項の規定により実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）は、誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実習生の受入先)

第4条 実習の受入先は、実習生の希望する部署とする。ただし、部署の業務の都合等により受入れが困難な場合又は多数の希望者がいる場合は、この限りでない。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間は、毎年度、市長が定めるものとする。

- 2 1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、途中1時間の休憩時間を設けるものとする。ただし、実習内容により実習時間を変更することができる。この場合において、実習時間は7時間45分を超えないものとする。

(報酬等)

第6条 市は、実習を受ける学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

(実習生の服務)

第7条 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

- 2 実習生は、市の職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。
- 5 実習生は、市が保有し、又は管理する文書を引用して学習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ受入先の部署にその旨を連絡しなければならない。

(遵守事項等)

第8条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 市は、受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- 3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対してその損害を賠償しなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切責任を負わない。
- 5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習の中止)

第9条 市長は、実習生が第2条から第7条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合において、市長は、大学等にその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第10条 市は、大学等が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャリア教育・就業体験に関して必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。